

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年6月26日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課施設班

電話番号 054-221-2541

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

観政第32107号

(2) 業務名

令和2年度日本平観光施設移動支援実証実験 電動車両運行業務委託

(3) 業務概要

本業務は、日本平県営駐車場から日本平夢テラス間のアクセス歩道（斜路）において、希望者を乗車させて低速電動車両を運行し、運賃の徴収、安全性、走行性、快適性、輸送能力等、電動車両運行事業の導入検討のための課題把握を行うものである。

(4) 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「調査」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

(4) 平成22年4月1日以降に、国、地方公共団体又は独立行政法人が発注した交通関係調査を実施した実績を有すること。

(5) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和2年7月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館11階 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課

(3) 配布方法

無償で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書の提出

この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書を作成の上提出し、入札前に入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書による。

(2) 提出期間

公告日から令和2年7月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

上記5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和2年7月6日（月）午後4時30分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館7階 第3会議室

- (3) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を満たしていない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。

- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 照会窓口は、静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課施設班（電話番号054-221-2541）とする。